

## 町田市中学校給食用物資に関する取扱要領

### 1 目的

この要領は、市の求める中学校給食用物資の品質管理・供給能力・衛生状況・法令遵守等に  
応えることのできる登録業者から安全で衛生的かつ良質な学校給食用物資の円滑な調達を図るこ  
とを目的として、必要な事項を定めるものである。

### 2 中学校給食用物資納入業者の登録

#### (1) 登録の要件

業者の登録要件は、次のとおりとする。

#### <法令遵守等について>

- ・ 学校給食の意義・役割を理解し、協力的であること。
- ・ 食品衛生法又は、都道府県食品製造業等取締り条例で定められている営業許可が必要な業種につ  
いては、保健所から営業の許可を得ている業者であること。
- ・ 申請するにあたり、納税・申告の義務を履行していること。
- ・ 町田市が別に定める「町田市中学校給食用物資規格基準書」に適合し、以下に留意した食品を納  
品できること。
  - ① 食品衛生法等の食品に関する法律及びその他、関連法規等を遵守していること。
  - ② 不必要な食品添加物が添加された食品を使用しないこと。
  - ③ 内容表示、賞味期限の不明確なものは使用しないこと。
  - ④ 遺伝子組換えとわかる食品は避けること。
  - ⑤ 農薬を使用していないか、使用の少ないものを使用すること。
  - ⑥ ゲノム編集技術応用食品であることが明らかなものについては、「物資見積り書」「商品規格  
書」に明記すること。
  - ⑦ 「学校給食衛生管理基準」の「学校給食用食品の原材料、製品等の保存基準」及び「町田市中  
学校給食用物資納入に関する基準」に準じて、配送・納品ができる体制があること。

#### <品質管理等について>

納入物資の品質や取り扱いについて、十分な知識や経験を有し、納品の品物については、受注者  
が自ら確認の上納品できること。

#### <物資供給能力等について>

- ・ 営業所が町田市内または配送が可能な地域内にあること。
- ・ 十分な配送能力を有し、市指定の場所、時間に原則当日納品ができること。
- ・ 引き続き2年以上その営業に従事していること。

#### <衛生状況等について>

- ・ 食品衛生監視票による監視採点結果が概ね80点以上であること。
- ・ 食品納入業者の衛生管理状況及び従事者の健康状況を把握するため、毎月1回以上腸内細菌検査  
を実施しており、物資の微生物及び理化学検査等に係る報告を求めた場合は、結果を報告するこ  
と。

#### (2) 登録の申請

業者の登録申請手続きは、町田市中学校給食用物資納入業者登録申請書（様式1）により、  
次に掲げる書類を添えて申請期間内に市長に申請するものとする。なお、申請期間は、そ  
の都度定める。

## 申請に必要な書類

	提出書類	法人	個人	備考
(1)	町田市中学校給食用物資納入業者登録申請書 (様式1)	○	○	代表者が押印(実印)したもの
(2)	町田市中学校給食用物資納入業者登録資格要件確認書(様式2)	○	○	代表者が押印(実印)したもの
(3)	履歴事項全部証明書	○		本社・本店の所在地を管轄する法務局で発行 (発行日より3ヶ月以内のもの)
(4)	印鑑証明書(写)	○		本社・本店の所在地を管轄する法務局で発行
	印鑑登録証明書(写)		○	住民票登録地の区市町村で発行 (いずれも発行日より3ヶ月以内のもの)
(5)	使用印鑑届(様式3)	備考欄確認		見積り合わせ、契約、代金の請求及び受領等に実印以外の印鑑を使用する場合のみ必要
(6)	委任状(様式4)	備考欄確認		見積り合わせ、契約、代金の請求及び受領等を代理人に委任する場合のみ必要
(7)	営業許可証(写)	○	○	食品衛生法又は都道府県食品製造業等取締条例で定められている営業許可が必要な業種のみ該当。
(8)	食品衛生監視票(写)	○	○	所轄保健所発行のもの
(9)	納税証明書	○	○	・法人は、直近年度の法人市民税の納税証明書 ・個人は、直近年度の市・都民税の納税証明書

### (3) 審査の実施

- ① 登録申請の審査は、町田市教育委員会保健給食課が行う。
- ② 審査は、原則として書類審査とする。ただし、必要があると認められる者等については、事業所等の実態調査を行うものとする。

### (4) 登録の決定

申請のあった業者のうち、審査の結果、適当と認めたものは、市長が登録の決定をする。

### (5) 登録の通知等

市長は、登録を決定したときは、町田市中学校給食用物資納入業者登録決定通知書(様式6)により当該業者にその旨を通知する。

### (6) 登録有効期間

2024年度から2026年度に登録申請があった業者については、登録された日から2027年3月31日までとする。また、2027年度以降の登録期間については別途定める。

### (7) 登録の変更

登録業者は、営業内容その他登録申請内容に変更を生じたときは、速やかに町田市中学校給食

用物資納入業者登録申請変更届（様式5）を提出しなければならない。

（8）衛生管理

- ① 登録業者は、給食用物資の製造工程及び保管等について衛生管理に努めること。
- ② 市長は、必要に応じ登録業者の事業所等の実態調査を行うことができる。

（9）登録の取消し

市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消すことができる。なお、契約期間中に登録の取消しとなる場合は、契約解除とする。

- ① 登録基準に適合しなくなったとき。
- ② 契約締結又は履行について不正の行為があったとき
- ③ 不合格品の納入により、給食運営を著しく妨げたとき
- ④ 納入期間内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき
- ⑤ 市長が特に不相当と認めたとき。

3 中学校給食用物資の選定方法

（1）給食用物資の選定は見積り合わせで行うものとする。ただし、価格以外に品質等を比較する必要がある物資については、評価項目に基づき審査したうえで、物資を選定する。

（2）見積り合わせ参加資格

見積り合わせに参加できる業者は、2（4）で決定した登録業者とする。

（3）見積り合わせ

登録業者は、次の各号に基づき必要な書類等を提出する。

- ① 見積り書の配布日は、別に定める町田市中学校給食における見積り書配布及び提出等に関わる日程予定表（以下「日程表」という。）に指定した日とする。
- ② 見積り書及び見本の提出日は、それぞれ日程表に指定した日とする。また、提出時間は、午前10時までとする。
- ③ 見積り書の規格欄に☆印のついている物資は生の見本、調理済欄に■印のついている物資は、加熱した見本を提出すること。また、提出に際しては、生の見本品、加熱した見本品はそれぞれ別容器等で提出すること。
- ④ 見本品には、必要事項（品名、単価、業者名）を明確に記入した用紙を添付すること。
- ⑤ 見積り書の規格欄に◎印のついている物資は、規格書等を提出すること。

<見積り書に添付する提出書類例>

NO	書類名	備考
1	規格書	食品表示基準に基づいた「名称」、「原材料名」、「原料原産地名」、「内容量」、「保存方法」、「原産国名（輸入品のみ）」、「製造者等の氏名又は住所（輸入品に当たっては輸入者）」、「栄養成分表示」、「アレルギーを含む旨」、「遺伝子組換え食品を使用した旨」等の情報が把握できるもの。上記の内容が確認できる食品表示または一括表示の記載がある書類の提出に協力すること。また必要に応じて書類の提出を依頼した場合は協力すること。
2	製造工程表	
3	産地証明書	
4	非遺伝子組換え証明書	
5	その他証明書等	

- ⑥ 提出された見本及び資料は返却しないものとする。
- ⑦ 別表1の原材料を含む物資（別紙3の物資は除く）については、見積り合わせへの参加はしないこと。
- ⑧ 食物アレルギー専用食は、鶴川エリア中学校給食センター最大30食、町田忠生小山エリア中学校給食センター最大50食、南エリア中学校給食センター最大40食の調理とする。
- ⑨ 食物アレルギー専用食で使用する物資については、基本的には通常食と同一規格の商品を優先して選定するが、別表2の原材料を含む物資についてはこの限りではない。

<別表1>

落花生、そば、アーモンド、カシューナッツ、くるみ、マカダミアナッツ、キウイフルーツ、バナナ、いくら
---

<別表2>

卵、乳、小麦、えび、かに、もも、りんご
---------------------

<別表3>

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖、乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ、酢、みそ

(4) 質疑の提出

本案件に関する質問は、(様式7)「質疑書」に記載し、見積り書配布日の翌日までに、電子メールに添付して「町田市中学校給食における見積り書配布及び提出等に関わる日程予定表」記載の電子メールアドレスへ送付すること。

電子メール送信の際の件名は、次のとおりとすること。

『中学校給食用物資見積り合わせに関する質疑(株式会社▲▲)20240704』  
(株式会社▲▲が2024年7月4日に質疑を送信した場合)

(5) 質疑の回答

提出された質問事項への回答はすべてを取りまとめ、見積り合わせ参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付する。

(6) 決定

- ① 町田市中学校給食用物資選定会における見積り合わせにて最低の価格をもって見積りした者を納品業者として決定する。ただし、見本品のある物資については、下表の規格、価格、品質、産地、市内外業者の評価項目に基づき審査し、最高得点を得たものを納品業者として決定する。

評価基準項目	総点	点数配分
① 規格(町田市中学校給食用物資規格基準に基づく)	失格	規格基準記載事項を満たしていない場合:失格とする。
② 価格	5点	(最安値)÷(各見積り価格)×5点 ※小数点以下第3位を四捨五入
③ 品質(食味・食感等)	4点	よい:4点 ふつう:2点 よくない:加点なし
④ 産地	1点	国産:1点 その他:加点なし
⑤ 市内外業者	0.3点	市内業者:0.3点 市外業者:加点なし

- ② 最低の価格をもって見積りした者が2名以上あるときは再見積り合わせを行うものとする。ただし、その中で市内業者が1名の場合はその業者を納品業者と決定する。複数の場合は、その中で再見積りもり合わせを行う。それでも決まらない場合はくじ引きとする。
- ③ 見積り参加業者がない場合は、原則、再見積り合わせを行うが、市が登録業者と交渉により決定する場合がある。
- ④ 見積り合わせの結果は、決定業者にのみ日程表に指定した日までに連絡するものとする。ただし、公開請求があった場合には、評価基準項目に基づき審査した結果を公開するものとする。

4 契約の締結

見積り合せにより決定された納入業者は、町田市中学校給食用物資供給契約書(以下「契約書」という。)により契約を締結するものとする。

契約書は、日程表に指定した日までに、保健給食課に提出すること。

## 5 契約区分

契約する品目については、下表の1～3の契約区分とする。

NO	区分	代表的な品目 (例)
1	年契約 ※食物アレルギー専用食で使用する物資含む	ちらしかまぼこ
2	学期契約 ※食物アレルギー専用食で使用する物資含む	精白米、もち米、押麦、小麦粉、米油、オリーブ油、バター、しょうゆ、酒、みりん、酢、ワイン、ソース類、ケチャップ、みそ、上白糖、三温糖、塩、でんぷん、厚削り節（かつお）、厚削り節（さば）煮干し、だし昆布、干し海苔、麩、粉寒天、冷凍生わかめ（カット）、フルーツ缶詰、白菜キムチ、高野豆腐、干し椎茸、ごま、ゆで大豆、たけのこ水煮（レトルト）、ベーコン、ウインナー、練り製品、こんにゃく、豆腐、油揚げ、生揚げ、蒸し中華麺、生クリーム、チーズ類、調理用ヨーグルト、ジョア、冷凍グリーンピース、冷凍コーン
3	月契約 ※食物アレルギー専用食で使用する物資含む	野菜、果物、精肉、鮮魚、魚介類、行事食用デザート類、ぎょうざの皮、町田産大根漬け（せん切り）、冷凍炒め玉ねぎ、ウェーブワンタン

## 6 給食用物資の注文及び納品

- 給食用物資の注文は、注文書によりFAXにて行うものとする。
- 納品については、別紙「町田市中学校給食用物資納入に関する基準」に記載。

## 7 代金の支払いの請求

請求書及び請求内訳書は、中学校給食センター別に作成し、納品月の翌月10日までに各中学校給食センターに提出すること。

## 8 代金の支払い

前7の代金の請求があったときは、請求のあった日から30日以内に代金を支払うものとする。

付則 この要領は、2024年8月1日から施行する。